

令和4年第5回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和4年5月9日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和4年5月17日
4. 出席農業委員 16名
- | | | | |
|-----------|---------------------|----------------------|-----------|
| 1番 佐藤 易廣 | 2番 柳沼 正治 | 3番 八巻 長一 | 4番 寺島 武 |
| 5番 渡邊 政幸 | 6番 菅野 照 | 7番 鈴木 政浩 | 8番 穴戸 洋一 |
| 9番 阿部 忠幸 | 10番 浦山 公一 | 11番 大槻 孝徳 | 12番 吉田 浩重 |
| 13番 大橋 吉成 | 14番 千葉 利市 | 15番 長沢 壽幸 | 16番 佐藤 清光 |
| 17番 渡邊 茂 | 18番 土屋 洋一郎 | 19番 清野 直人 | |
5. 欠席農業委員 3名
6. 出席農地利用最適化推進委員 18名
- | | | | |
|-----------------------|----------------------|------------|-----------------------|
| 20番 佐藤 輝弥 | 21番 佐々木 春男 | 22番 大武 有子 | 23番 後藤 喜美江 |
| 24番 橘 典雄 | 25番 八島 市蔵 | 26番 高橋 敏明 | 27番 菊池 和彦 |
| 28番 齋藤 信夫 | 29番 佐藤 善一 | 30番 渡邊 みき子 | 31番 野田 源吉 |
| 32番 舟山 健一 | 33番 引地 秀樹 | 34番 八城 智広 | 35番 佐瀬 之人 |
| 36番 小賀坂 伸夫 | 37番 秋葉 武 | 38番 大和田俊一郎 | 39番 三浦 秀勝 |
| 40番 阿部 良夫 | 41番 津田 茂 | 42番 井上 林一 | 43番 八巻 博 |
7. 欠席農地利用最適化推進委員 6名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、事務局長補佐 大戸浩一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝、副主幹 齋藤俊則、主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 現況確認証明願いについて
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第7号 あっせん申出について
10. 議 事
- 議 長 只今から、令和4年第5回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
- (午後14時30分宣告)
- 只今の出席委員は、農業委員16名、推進委員18名で定足数に達しており

ます。よって令和4年第5回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますので、5番、渡邊政幸委員、6番、菅野照委員、以上2名を指名いたします。また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と菅井主事の2人を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日1日と決定いたします。

議長 それでは、議案審議に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第1号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての補足説明を申し上げます。

1番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転です。〇〇〇〇さんは、トラクター、耕運機、田植機などの農業機械を所有し、家族で年間420日農業に従事しており、許可後の耕作面積は163aです。通作距離は、自宅から車で5分ほどです。

2番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転です。〇〇〇〇さんは、耕運機、噴霧機、草刈機、軽トラックなどの農業機械を所有し、家族で年間300日農業に従事しており、許可後の耕作面積は125aです。通作距離は、自宅から徒歩で1分ほどです。

3番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転です。〇〇〇〇〇〇さんは、トラクター、刈払機などの農業機械を所有し、家族で年間360日農業に従事しており、許可後の耕作面積は133aです。通作距離は、自宅から車で5分ほどです。

4番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ、贈与による所有権の移転であります。〇〇〇〇さんは、トラクター、耕運機、田植機、噴霧器、コンバインなどの農業機械を所有しており、年間300日農業に従事し、許可後の耕作面積は、179aです。通作距離は、自宅から車で1分から10分ほどであります。

5番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転です。〇〇〇〇さんは、トラクター、田植機、コンバイン、スプレヤー、軽トラッ

クなどの農業機械を所有し、家族で年間600日農業に従事しており、許可後の耕作面積は136aです。通作距離は、自宅から車で30分ほどであります。

以上、5件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、旧伊達町、霊山、月舘、白根、山舟生の30a、それ以外の地域は40aという下限面積、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離、を満たしていることから、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番の案件について、35番、佐瀬之人調査員お願いいたします。

35番委員 議案第1号の1番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

5月12日に現地調査を行いました。田んぼの方は保全管理状態であり、畑の方は、桃の木が6本植わっていました。翌日13日に、それぞれ譲渡人と、譲受人に電話で状況を確認しました。譲渡人の〇〇さんの売買の理由といたしましては、自らは農業を行っておらず、申請地の畑を譲受人の〇〇〇〇さんに貸しているが、固定資産税の負担をなんとか解消したいためとの事でした。譲受人の〇〇さんの今後の計画としては、田んぼを土盛して、桃畑にしたい、畑の方は桃畑を継続していきたいとの事でした。なお、畑では先述のとおり6本の桃を植えているのですが、周りの農地でキクを栽培しており、農薬で迷惑をかけないように、本数を削減して栽培しているとの話がありました。以上、農地法第3条の許可については、問題の無い案件と見てまいりました。以上よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の2番の案件について、1番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1番委員 議案第1号の2番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

譲受人の〇〇〇〇さんは、申請地で桃を作っていく予定であるとの事です。家族で農業に従事しており、何ら問題の無い案件と見て参りました。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の3番の案件について、33番、引地秀樹調査員、お願いいたします。

33番委員 議案第1号の3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

5月12日に、譲受人の〇〇さんに電話で確認をして、13日に現地を確認して参りました。4月の頭に、〇〇さんから、「農地を買いたいんだけど、ど

うしたらいいんだ」ということで相談がありまして、すぐに農業委員会の方に申請するようにと案内し、今回の申請に至りました。譲渡人の〇〇さんは、まだ年齢お若いんですけれども、農家では無いため、所有農地は貸し付けているのですが、今回は所有権移転になりました。譲受人は、前回の水害で作業道に被害があったので、今回の申請地を作業道として購入したいとの事で、今回の運びになりました。問題の無い案件と見て参りました。皆様のご審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号の4番の案件について、6番、菅野照調査員、お願いいたします。

6番委員 議案第1号の4番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

5月12日に、譲受人の〇〇〇〇さんに電話でお話をお伺いし、その後、現地を確認して参りました。譲渡人の〇〇〇〇さんは、娘さんと暮らす事になり、石田から転出するとの事で、親戚にあたる〇〇〇〇さんに所有農地を譲りたいと相談したところ、〇〇さんがこの農地を管理していくという事で、話がまとまったそうです。申請地は、現在のところ、あまり耕作できる状態には無いのですが、保全管理をしていくとの事で、やむを得ないと判断して参りました。皆様のご審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号の5番の案件について、24番、橘典雄調査員、お願いいたします。

24番委員 議案第1号の5番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

譲渡人の〇さんは、遺産相続で田畑をもらったものの、遠隔地居住のため、耕作する事ができない。譲受人の〇〇さんに買ってもらう事で話がまとまったとのことです。現地は良好に管理されており、問題の無い案件と見て参りましたので、皆様のご審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の5件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の5件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の5件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を、

議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第2号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、土地区画整理事業施行に伴う宅地移転の転用であります。農地区分については、土地区画整理事業区域内農地でありますので第3種農地であります。第3種農地は転用可能であるため申請書を受理しました。なお、この地番であります。従前地宅地という事になっておりますが、移転先地が農地であるため、転用が必要となります。委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番の案件について、12番、吉田浩重調査員、お願いいたします。

12番委員 議案第2号の1番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日午後3時、伊達総合支所集合で、会長、鈴木委員、八城委員、私、事務局3名の計7名で現地を調査して参りました。現地は、〇〇〇〇〇〇建設予定地の西側になります。区画整理事業に伴う区域内の宅地移転でありますので、何ら問題の無いものと見て参りました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。なお、1番の案件については、2ヘクタール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で許可権者である福島県に意見送付し、問題がなければ「許可決定」されることとなります。そ

事務局長（議案第 3 号朗読説明）

農地係長 議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

2 番については、道路後退用地としての転用であります。所有権の移転、売買です。農地区分は、10ha 以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種であっても、既存施設拡張事業は転用可能であるため、転用可能と判断しました。今回地区計画を設定するにあたり、伊達市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準の第11条に基づき、6メートル以上の道路幅員が必要となるため、不足する分の転用となります。

4 番については、資材置場敷地のための転用です。所有権の移転、売買です。農地区分は、〇〇〇〇〇〇〇〇駅から 1 k m の範囲にあり宅地化率が 4 0 % を超える範囲、及び〇〇〇〇〇〇〇〇駅から 5 0 0 m 以内にある区域であるため第 2 種農地となります。第 2 種農地は、他に代わる土地がない場合転用可能となるため、転用可能と判断しました。

5 番については、携帯電話基地局工事に伴う、現場事務所及び資材置場等敷地への一時転用であります。賃借権の設定7ヶ月であります。農地区分は、農用地区域のため農用地となります。農用地であっても、一時転用は可能であるため転用可能と判断しました。

6 番については、移動通信用中継設備敷地のための転用です。賃借権の設定 19 年 9 ヶ月です。農地区分は、連たんしている農地が 10ha 未満のため、第 2 種農地となります。第 2 種農地は、他に代わる土地がない場合転用可能となるため、転用可能と判断しました。

7 番については、移動通信中継設備設置工事に伴う、資材置場等の敷地への一時転用であります。賃借権の設定 1 年であります。農地区分は、農用地区域のため農用地となります。農用地であっても、一時転用は可能であるため、転用可能と判断しました。

以上、7 件とも転用許可可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第 3 号の 1 番と 2 番の案件について、7 番、鈴木政浩調査員の調査結果を、34 番、八城智広調査員、代読をお願いいたします。

34 番委員 議案第 3 号の 1 番と 2 番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日 5 月 16 日、伊達総合支所集合で、清野会長、吉田委員、八城委員、私、事務局 3 名の計 7 名で現地を確認して参りました。

1 番の案件につきましては、宅地開発、〇〇〇〇〇〇〇敷地、〇〇〇〇〇〇〇〇敷地という事で、広大な現地を回りまして、事務局よりこの計画の説明を受けました。周辺農地への影響が無いよう排水等の整備も予定されており、許可相当と見て参りました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

2 番の案件は、1 番案件の開発に必要な道路幅員を確保するため、農地部分の転用が必要であるとの事で、やむを得ないものと見て参りました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第 3 号の 3 番の案件について、17 番、渡邊茂調査員、お願いいたします。

17 番委員 議案第 3 号の 3 番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日 5 月 16 日 10 時 30 分、梁川総合支所集合で、土屋委員、三浦委員、私、事務局 3 名の計 6 名で現地を確認して参りました。

今回の案件は、1 月に許可されました〇〇〇〇〇施設の〇〇〇建設に伴う資材置き場敷地の一時転用という事であります。現地は〇〇〇〇〇と道路に囲まれておりまして、周囲に農地が無いので、許可相当と判断して参りました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第 3 号の 4 番の案件について、1 番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1 番委員 議案第 3 号の 4 番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日 5 月 16 日午前 9 時、伊達市役所集合で、浦山委員、柳沼委員、私、

事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。

譲渡人の〇〇さんとは、14日に自宅でお話を伺いました。譲受人から資材置場として使用したいとの申し出があり、所有権移転するとの事でした。譲受人は、周辺農地への影響が無いよう努めるとの事ですので、許可相当と判断して参りました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第3号の5番の案件について、10番、浦山公一調査員、お願いいたします。

10番委員 議案第3号の5番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日5月16日9時に、伊達市役所集合で、佐藤委員、柳沼委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。

5番の申請は、霊山町に向かう国道349号線から、町に入る手前西方面、市道を300メートル程入った、〇〇地区の交流館と〇〇〇付近の、〇〇〇〇〇〇地内の小高い所にある農地です。周辺は、市の仮駐車場と桃畑です。現地は既に携帯電話受信施設が建設されていて、その増設工事が計画されております。申請地は、工事の仮事務所と、資材置き場の一時転用です。環境からしても、見通しも良く、安全性も確保できる現地です。公共工事でもあり、許可もやむを得ないものと判断して参りました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第3号の6番と7番の案件について、26番、高橋敏明調査員、お願いいたします。

26番委員 議案第3号の6番と7番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。5月16日午後1時半に、月舘総合支所集合で、寺島委員、佐藤輝弥委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。

現地は、昨年度の農振除外で農振が外れた所なのですが、6番の案件は移动通信中継設備用地という事で、アンテナとはちょっと離れたところにこの設備を設置するという内容の申請のようです。7番の案件については、6番案件の工事をするために、作業に必要な車両を置いたりするスペースであるとの事です。現地と計画をあわせて見ても、周辺農地へ悪影響を与えるものではないと見て参りました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の7件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 異議なしと認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第

3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の7件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番を除く6件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。1番の案件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めることとし、その結果、異議がなければ、許可権者である福島県に意見送付いたします。異議があった場合には再度、総会で審議することになります。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第4号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」補足説明を申し上げます。

1番につきましては、令和3年10月25日付けにて一時転用許可を受けた事案であります。公共事業に伴う仮設現場事務所及び資材置場敷地のため一時転用した案件であります。公共事業の工期延長に伴い、一時転用期間を延長する必要が生じたための事業計画の変更となりました。当初は、令和4年4月30日まででしたが、事業計画変更により令和4年8月31日までとなります。

2番につきましては、令和3年10月25日付けにて一時転用許可を受けた事案であります。農地改良のため一時転用した案件であります。公共事業が災害の影響により遅延し、残土処理土を行うことが出来なかったため、一時転用期間を延長する必要が生じたための事業計画の変更となりました。当初は、令和4年3月31日まででしたが、事業計画変更により令和4年12月28日までとなります。

以上、事業計画変更もやむを得ないと判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

議 長 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」

議 場 （委員挙手全員）
議 長 賛成全員。よって、議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の２件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

事務局長（議案第 5 号朗読説明）

農地係長 議案第5号「現況確認証明願いについて」補足説明を申し上げます。

議長　この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。議案第５号の１番の案件について、３９番、三浦秀勝調査員、お願いいたします。

現地は昭和４７年、つまり５０年前に家が建てられており、現在に至っているようです。承認するもやむを得ないものと見て参りました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議案第５号「現況確認証明願いについて」の１件の案件について、質疑を許します。

議 場 「異議なし」の声。

議 場 (委員挙手全員)

議長 次に、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 6 号朗読説明）

今回提出された農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となりますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、これより質疑に入りますが、議案第 6 号の案件については、○番、○○○○委員と、○番、○○○○委員が当事者となっております。対象となる案件は、賃借権設定に係る 9 番と、使用貸借権設定に係る 2 番の計 2 件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条、「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、その当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。お諮りいたします。

当事者分の賃借権設定および使用貸借権設定に係る 2 件を最後に審議することにし、それ以外の、所有権移転に係る 1 件、賃借権設定に係る 17 件、使用貸借権設定に係る 11 件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、当事者分を除く所有権移転に係る 1 件、賃借権設定に係る 17 件、使用貸借権設定に係る 11 件について、一括審議することといたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借権設定に係る 1 件、使用貸借権設定に係る 1 件を除く、それ以外の所有権移転に係る 1 件、賃借権設定に係る 17 件、使用貸借権設定に係る 11 件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借権設定に係る 1 件、使用貸借権設定に係る 1 件を除く、それ以外の所有権移転に係る 1 件、賃借権設定に係る 17 件、使用貸借権設定に係る 11 件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃

借権設定に係る 9 番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号〇番、〇〇〇〇委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号〇番、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

議 場 （議席番号〇番、〇〇〇〇委員 退席）

議 長 これより質疑に入ります。議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る 9 番の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。採決に移ります。これより、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る 9 番の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借権設定に係る 9 番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。それでは、ここで議席番号〇番、〇〇〇〇委員の退席を解きます。

議 場 （議席番号〇番、〇〇〇〇委員 入室着席）

議 長 次に、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の使用貸借権設定に係る 2 番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

議 場 （議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員 退席）

議 長 これより質疑に入ります。議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の使用貸借権設定に係る 2 番の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。採決に移ります。これより、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の使用貸借権設定に係る 2 番の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の使用貸借権設定に係る 2 番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。それでは、ここで議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員の退席を

解きます。

議 場 （議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員 入室着席）

議 長 次に、議案第 7 号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 7 号朗読説明）

議 長 これより、質疑に入ります。議案第 7 号「あっせん申出について」の 7 件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 7 号、「あっせん申出について」の 7 件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第 7 号「あっせん申出について」の 7 件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、指名させていただきます。1 番の案件について、伊達地区担当から 2 1 番、佐々木春男推進委員と、3 4 番、八城智広推進委員。2 番の案件について、梁川地区担当から 2 7 番、菊池和彦推進委員と、3 7 番、秋葉武推進委員。3 番と 4 番の案件について、保原地区担当から 3 2 番、舟山健一推進委員と、3 5 番、佐瀬之人推進委員。5 番と 6 番の案件について、保原地区担当から 4 0 番、阿部良夫推進委員と、4 2 番、井上林一推進委員。7 番の案件について、霊山地区担当から 3 0 番、渡邊みき子推進委員と、3 3 番、引地秀樹推進委員をお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願いいたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。

これにて、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 4 年第 5 回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。（午後 1 5 時 4 4 分閉会）

11. 提出事項の顛末	議案第 1 号	許可決定
	議案第 2 号	許可決定
	議案第 3 号	許可決定
	議案第 4 号	許可決定
	議案第 5 号	承認決定
	議案第 6 号	承認決定
	議案第 7 号	承認決定

12. この会議の議案	この議事録の末尾に綴る。
-------------	--------------

